

社会福祉法人アス・ライフ 虐待防止委員会規程

(委員会の目的)

第1条 この規程は、利用者に対して虐待を防止するため、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長及び委員を持って組織する。

- 1) 委員長は理事長が指名する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 2) 委員の選任については、当法人の管理者及びサービス管理責任者、サービス提供責任者、法人役員、第三者委員、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- 3) 委員長に事故あるときは、副委員長はその職務を代行する。
- 4) 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第3条 委員会は年3回以上開催する。

- 1) その他必要とみとめる場合は、委員長が招集し開催する。
- 2) 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることが出来る。
- 3) 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- 1) 虐待の考え方、基準について、職員に周知することと、定期的な見直しを行う。
- 2) 虐待防止に係わる各チェックリストを全職員に実施し、結果を検討、必要あるごとに調査する。
- 3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に勧告する。
- 4) 虐待につながるような事例がある場合は虐待防止委員会において検討し必要な場合は通報等の措置を行う。
- 5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

- 6) 委員会は、事例を蓄積し、委員会にて分析及び実施体制の評価・検証を行う。結果などを理事会・評議員会会議に報告し対策等を法人内で共有する。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より障害者総合支援法をはじめとする関係法令の知識の習得に努める。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは委員会で協議する他、職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や虐待につながるような支援等に問題がある事案がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第6条 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

附 則 この規程は平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は令和 5 年 4 月 1 日から一部改定する。

(委員会の委員)

虐待防止委員会

令和5年4月1日現在

	氏名
委員長	宮崎 美和 (おおいちフォア・アス管理者)
副委員長	武安あゆみ (大市デイサービスセンター管理者)
委員	佐々野久男 (アス・ライフ管理者)
委員	中西 愛子 (アス・ヘルパーステーション管理者)
委員	岩村 智子 (なかぞのフォア・アス管理者)
委員	梅田 和平 (アス・ワーク管理者)
委員	